

坂井市子ども・子育て会議の役割

各市町村では、平成 27 年度の子ども・子育て支援新制度施行にあわせて、子ども・子育て支援事業計画の策定を行い、それに伴い子ども・子育て会議を設置しています。

(※子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 72 条第 1 項（市町村等における合議制の機関）に規定されています。)

坂井市子ども・子育て会議では、委員の皆様に 次のような役割を担っていただきます。

- 教育・保育施設や、地域型保育事業の利用定員を定めるための意見を述べること。
- こども計画の策定や、変更についての意見を述べること。
- 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、調査審議すること。



例えば…

- 潜在的なものを含め、教育・保育・子育て支援のニーズが適切に把握されているか（過剰に見積もっていないか、不足していないか。）
- 教育・保育施設等の施設・事業のバランスや、教育・保育の提供体制のあり方・目標が妥当であるか
- ニーズを満たすだけの必要な地域子ども・子育て支援事業が、計画の中に盛り込まれているか



本市では、平成 27 年度からの「坂井市子ども・子育て支援事業計画」、令和 2 年度からの「第 2 期坂井市子ども・子育て支援事業計画」に沿って、子ども・子育て会議に児童福祉・教育双方の観点を持った方々の参画を得て、計画の進捗状況の点検・評価や改善・見直し等を行ってきました。また、「坂井市こども計画」策定にあたっては、第 3 期子ども・子育て支援事業計画に子ども・若者計画、こどもの貧困対策計画、ひとり親家庭自立促進計画、母子保健を含む成育医療等に関する計画の内容を盛り込み全体を一体化させるため、それらの観点を持った方々にも参画いただきました。

令和 7 年度より、各所管課では、「坂井市こども計画」に掲げる基本目標に沿って、合計 260 を超える各施策に取り組んでいきます。